

【ご注意ください】

この通知による取扱は、今後の国方針により、変更となる場合があります。

令和5年4月28日

区立保育園 保護者の皆様

杉並区子ども家庭部保育課長

**令和5年5月8日からの新型コロナウイルス感染症に係る対応について
(令和5年4月28日)**

先般国は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けについて、令和5年5月8日から5類感染症(季節性インフルエンザ等と同等)に変更することを公表しました。これを受けて、令和5年5月8日からの区立保育園におけるマスクの着用等新型コロナウイルス対応について、以下のとおり、区保育課の考えをお示しいたします。

なお、現時点で保育所等における取扱に関して、国から具体的な方針が示されていません。今後、国から新たな方針が示された場合、本取扱が変更となる場合があることにご留意ください。

5月8日(月曜日)以降

I 区保育施設におけるマスクの着用について

園児、保育士等いずれに対しても、マスクを外すことを基本とします。但し、着脱については様々な事情を考慮に入れ個人の判断や意思を尊重いたします。

なお、高齢者・基礎疾患を有する方・妊婦など重症化リスクが高い方と接する場合には、感染防止対策としてマスクの着用が推奨されていることから、この趣旨を踏まえて対応を行います。

II 日常的な感染予防対策、園行事の実施について

平時の園運営における手洗い、清掃(消毒)、検温、園行事等を実施いたします。

III 登園停止期間等の考え方について

新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法の第二種の感染症と区分されます。登園停止期間等については、下表のとおりとなります。

項目	基準
登園停止期間	発症後5日を経過し、5日目に症状が続く場合は、解熱などしてから24時間程度が経過するまで延長する(※)。
登園届の提出	別紙「登園届」に受診した医療機関等を保護者が記載し、園に提出する。
臨時休園	従前からの国方針に基づき、原則、開所する。

※解熱後の期間については、季節性インフルエンザの「発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日(幼児にあつては、三日)を経過するまで」とは異なります。

裏面あり

IV 感染者発生時の対応について

保育園への届け出について

お子様が感染した場合は、速やかに在籍園へのご連絡をお願いします。

5月8日以降の、新型コロナウイルス感染症による欠席の場合は、登園停止期間後に保護者の方が記載した「登園届」を登園時に保育園へご提出ください。

V 保育料の日割り減免について

これまで実施してきた保育料の日割り減免(感染者が出た場合や登園自粛を求めた場合)については、5月8日(月曜日)以降、行いません。

*学校において予防すべき感染症の種類について(平成30年3月現在)

学校において予防すべき感染症の種類には、第一種、第二種、第三種の感染症がある。第一種の感染症には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の第一類感染症と、結核を除く二類感染症が該当する。第二種の感染症には空気感染又は飛沫感染する感染症で、児童生徒等のり患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い。

第二種の感染症	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核及び侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)
---------	--